

第3期
置戸町子ども・子育て支援事業計画
《令和7年度～令和11年度》

令和7年3月
置戸町

目 次

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置付け	2
3. 計画期間	4
4. 計画の策定方法	4
5. 近年の国の動き	5

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

1. 人口・世帯等の状況	7
2. 出生数の推移	9
3. 合計特殊出生率の推移	10
4. 女性の就労の状況	11
5. 児童人口の予測	12
6. 教育・保育施設の状況	13
7. ニーズ調査からみた子どもを取り巻く環境	14

第3章 第2期計画の実施状況

1. 児童人口の状況	20
2. 教育・保育事業の実施状況	22
3. 地域子ども・子育て支援事業の実施状況【法定11事業】	24
4. 第2期置戸町子ども・子育て支援事業計画 施策・事業の進捗状況	27

第4章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念	29
2. 必要な施設整備（児童館建設事業・放課後児童クラブ施設整備事業）	30

第5章 子ども・子育て支援事業計画

1. 子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正	31
2. 子ども・子育て支援法に基づく給付・事業の概要	31
3. 教育・保育提供区域	33
4. 教育・保育施設の需要量及び確保の方策	33
5. 地域子ども・子育て支援事業の提供	35

第6章 計画の推進

1. 計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41

2. 計画の進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41

資料編

1. 置戸町子ども・子育て会議設置条例

2. 置戸町子ども・子育て会議委員名簿

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

人口減少、少子高齢化による家族形態の変化、就労の多様化、地域コミュニティ意識の希薄化など、子どもたちを取り巻く環境が著しく変化する社会のなか、子育てに不安や孤独感、負担感を感じる家庭は少なくなく、子育て支援サービスに対するニーズの多様化が進んでいます。

そのため、国をはじめとして、地域をあげて社会全体で子ども・子育てを支援する仕組みを構築することが喫緊の課題となっています。

我が国では少子化社会対策大綱に基づく少子化対策や子ども・子育て支援法に基づく子育て支援の充実に取り組んできましたが、少子化の進行、人口減少には歯止めがかかっていないのが現状です。

市町村子ども・子育て支援事業計画は、国の基本指針に即し5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画として全市町村で策定が義務付けられており、本町では令和2年度に「第2期置戸町子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第2期計画」という。）を策定し、質の高い幼児期の教育・保育の提供や地域での子ども・子育て支援の充実に取り組んできました。

第2期計画は令和6年度末に終期を迎えることとなるため、制度改正や子ども・子育てをめぐる国や北海道の動きを反映するとともに、全ての子どもたちが夢と希望をもって成長することができる社会の実現を目指した取組を推進するため、「第3期置戸町子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

2. 計画の位置付け

（1）計画の法的根拠と位置付け

本計画は子ども・子育て支援法第61条の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、本町の子育て支援の計画として位置付けます。

■根拠法と本計画の位置付け

根拠法	子ども・子育て支援法
市町村計画	市町村子ども・子育て支援事業計画 (策定義務あり)
性格特徴	○待機児童対策を含め、子育て中の保護者ニーズに対応したサービス基盤の整備を目指す事業計画 ○幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画
一部、次世代育成支援対策推進法第8条における「市町村行動計画」を含みます。	



第3期置戸町子ども・子育て支援事業計画

■子ども・子育て支援法（抜粋） 基本指針

（基本指針）

第六十条 内閣総理大臣は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備し、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

■基本指針の構成

- ①子ども・子育て支援の意義に関する事項
- ②教育・保育を提供する体制の確保、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の実施に関する基本的事項
- ③子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項
- ④児童福祉法その他の関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項
- ⑤労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
- ⑥その他子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項

■子ども・子育て支援法（抜粋） 市町村子ども・子育て支援事業計画

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

■次世代育成支援対策推進法（抜粋）

（市町村行動計画）

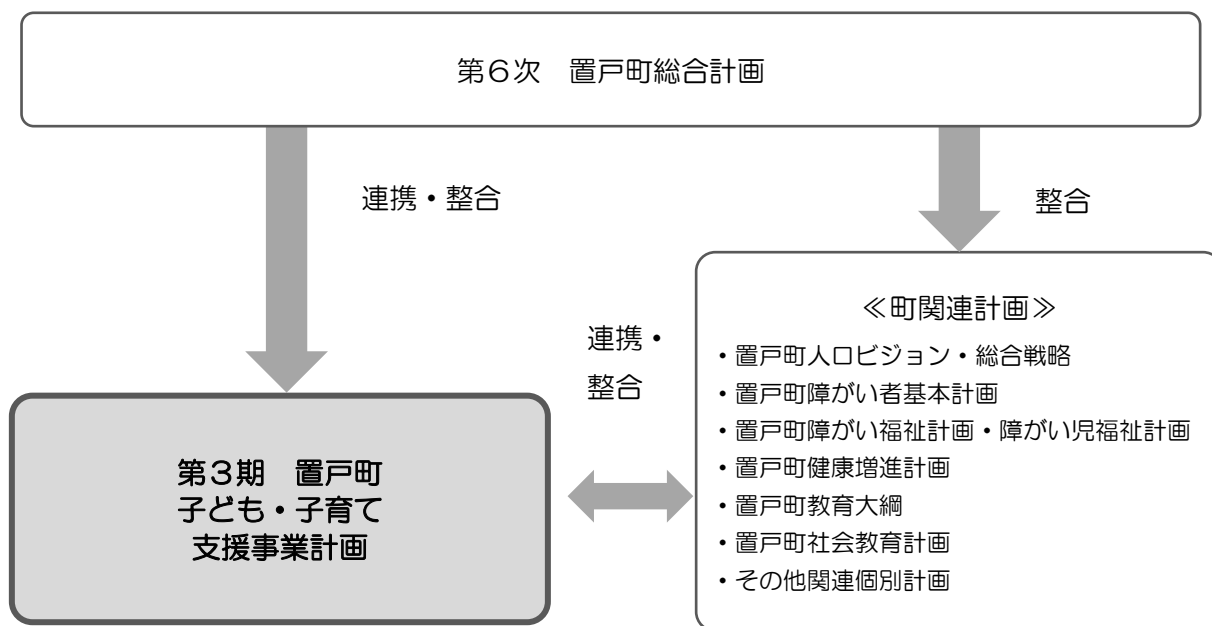
第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

(2) 関連計画との関係

上位計画となる「置戸町総合計画」に盛り込まれた保健福祉関連施策について、子ども・子育て支援に関する個別計画として具体化を図るものでもあります。

また、本計画は国や北海道が策定する計画との整合性を図るとともに、本町の各種関連計画と相互に連携しながら推進するものです。

■本計画と関係する計画等

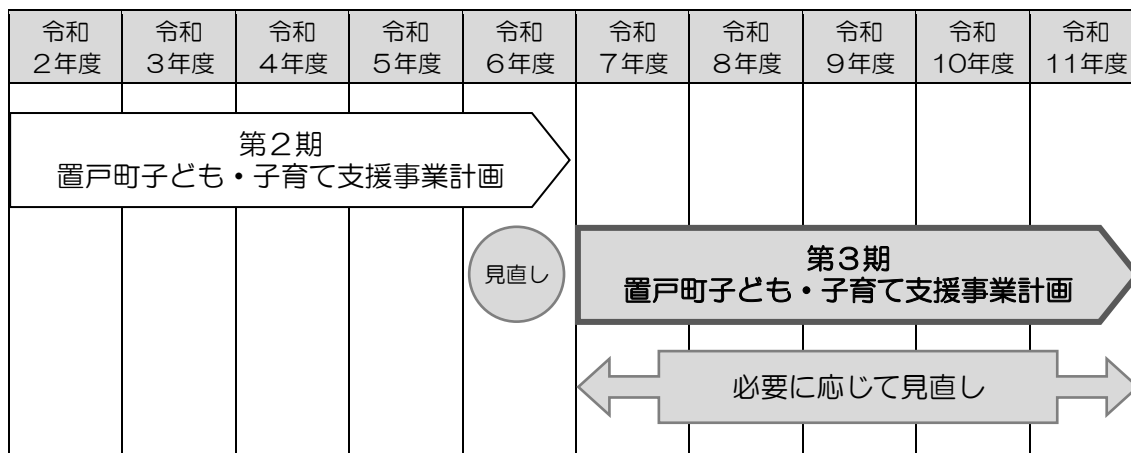


3. 計画期間

計画期間については、令和7年度を初年度とし、令和11年度までの5年間とします。

また計画期間中に法制度の変更や社会状況の変化等が生じた場合には、必要に応じて見直しを行うこととします。

■本計画の計画期間

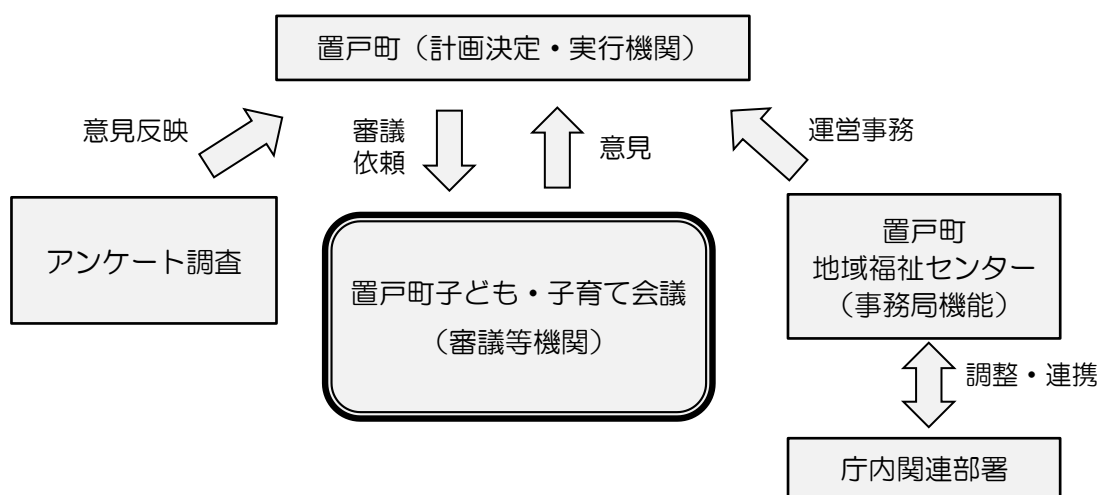


4. 計画の策定方法

(1) 置戸町子ども・子育て会議の設置

本計画の策定にあたって合議制の機関である「置戸町子ども・子育て会議」を設置し、計画内容、事業運営、施策推進に関する事項についての審議を行います。

■計画策定体制のイメージ



(2) 計画策定のためのアンケートの実施

本調査は子育て家庭の現状と今後の意向を把握するとともに、本計画を策定するために必要な基礎資料の収集を目的に実施しました。

■ アンケート調査の概要

調査対象	令和7年2月1日現在 町内在住の就学前及び小学生1～3年生のお子さんがいるすべての保護者 ・就学前児童の保護者：配付84人、回収59人、回収率70.2% ・小学生の保護者：配付52人、回収33人、回収率63.5%
調査期間	令和7年2月
調査方法	・郵送による配布 ・認定こども園、小学校、地域福祉センターでの回収

5. 近年の国の動き

常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組や政策を我が国の社会の真ん中に据えて、強力に進めていくため、令和5年4月に「こども家庭庁」が発足しました。こども家庭庁は、こども政策の司令塔となり、省庁の縦割りを排し、これまで組織の間でこぼれ落ちていたこどもに関する福祉行政を一元的に担うこととなっています。

同じく令和5年4月から、こどもを権利の主体として位置付け、その権利を保障する総合的な法律として「こども基本法」が施行されました。

また、「こども基本法」に基づき、これまで別々につくられてきた「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」「子供の貧困対策に関する大綱」が束ねられ、「こども大綱」に一元化されることになりました。

■こども基本法の概要（地方公共団体関係部分）

• 定義（第2条関連）

この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

• 地方公共団体の責務（第5条関連）

地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

• 都道府県こども計画等（第10条関連）

都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

• こども等の意見の反映（第11条関連）

国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

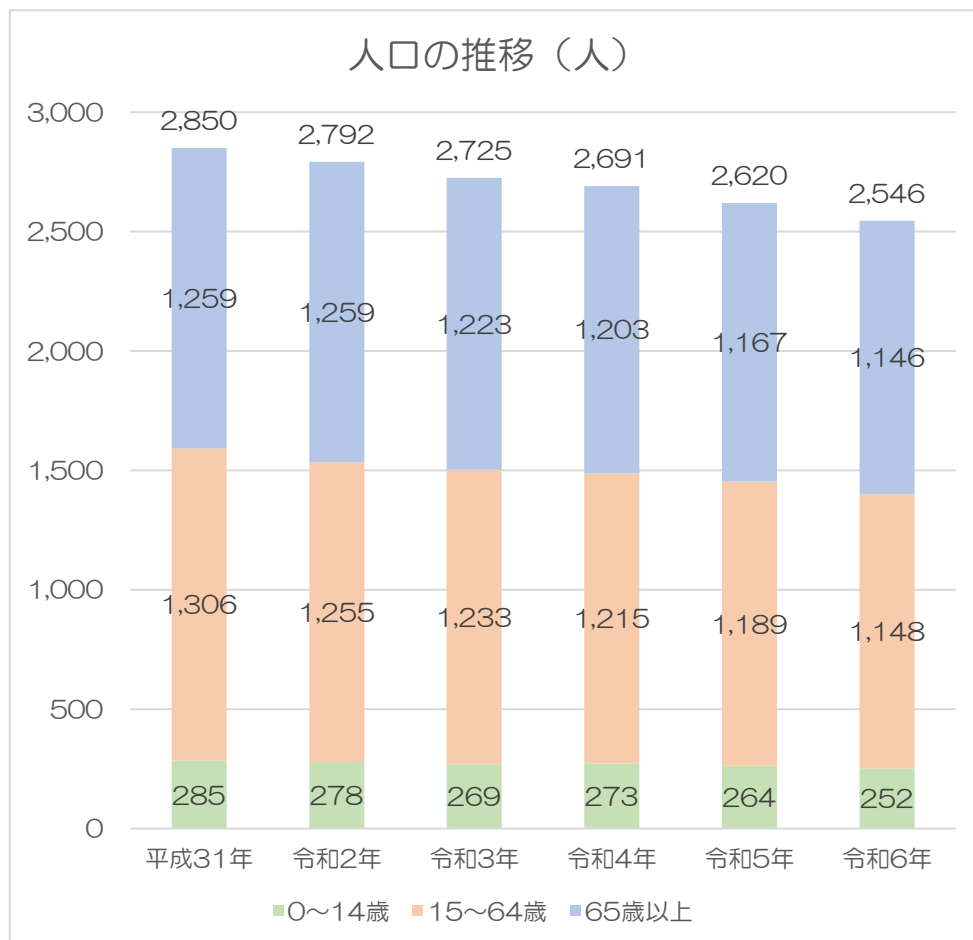
1. 人口・世帯等の状況

(1) 総人口の推移

本町の総人口は減少傾向で推移しており、平成31年の2,850人から令和6年には2,546人に減少しています。

年齢3区分別の人口でみても、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）だけでなく老年人口（65歳以上）も減少傾向で推移しています。

■総人口及び年齢3区分別人口の推移

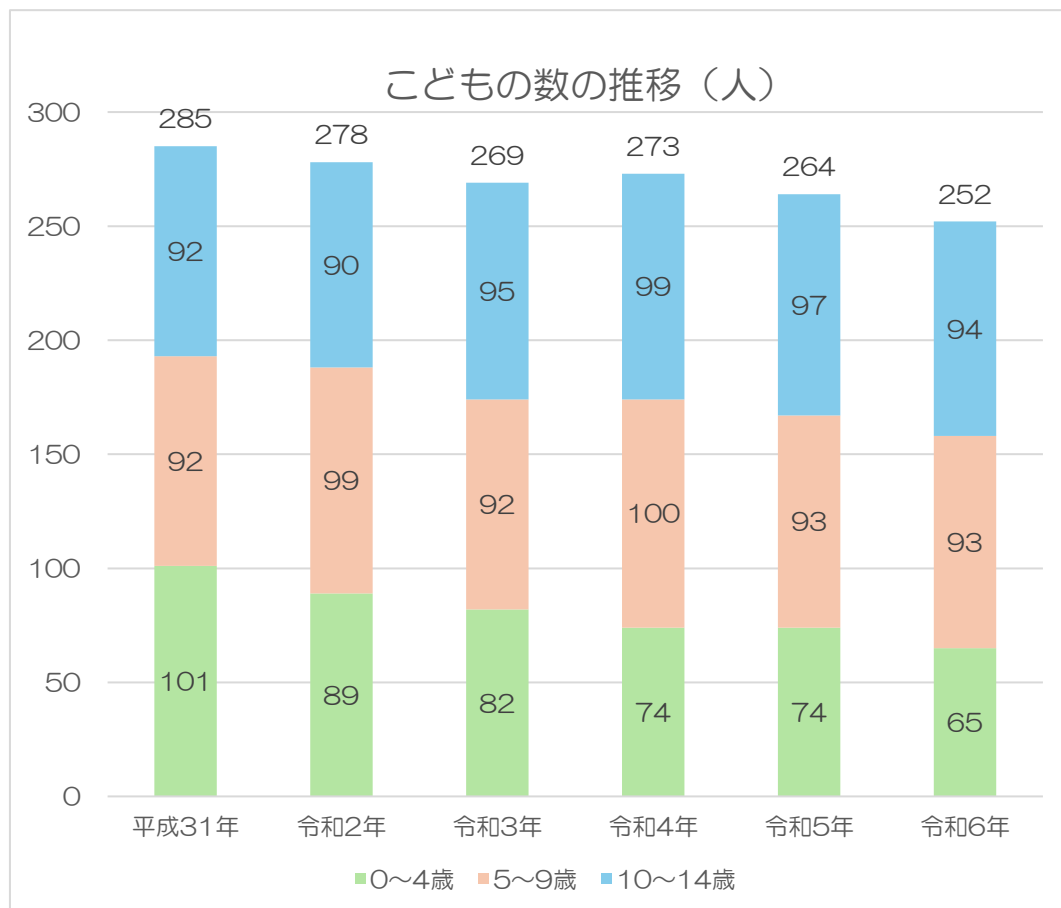


出典：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) こどもの数の推移

14歳以下の人口は、5～14歳は横ばいですが、0～4歳が減少し続けています。社会増を考慮しなければ、5～14歳のこどもの数も減少に転じる見込みです。

■こどもの数の推移

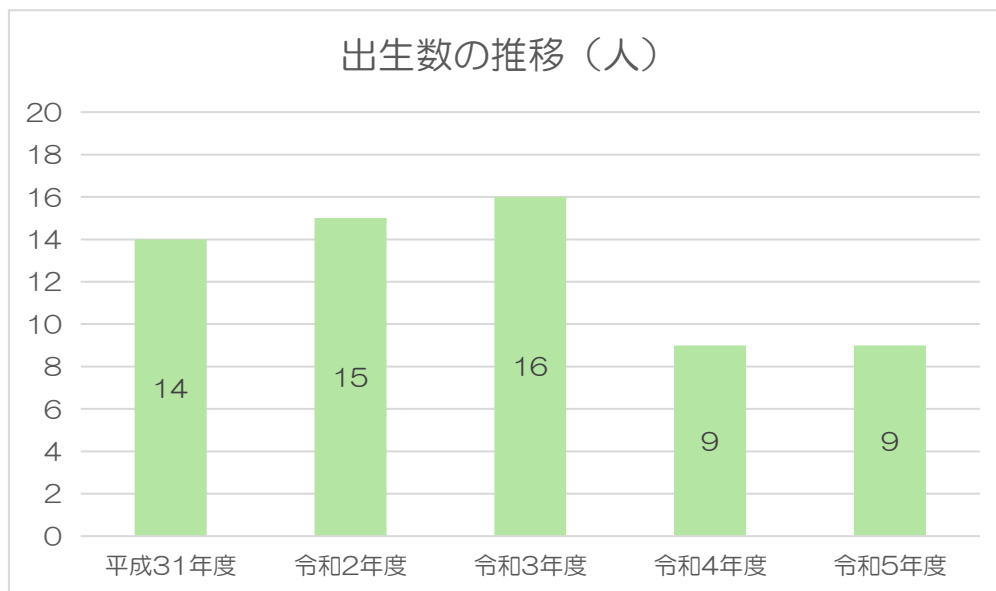


出典：住民基本台帳（各年4月1日現在）

2. 出生数の推移

本町における出生数は、令和3年度までは二けたで推移していましたが、令和4年度、5年度と10名を切っています。

■出生数の推移



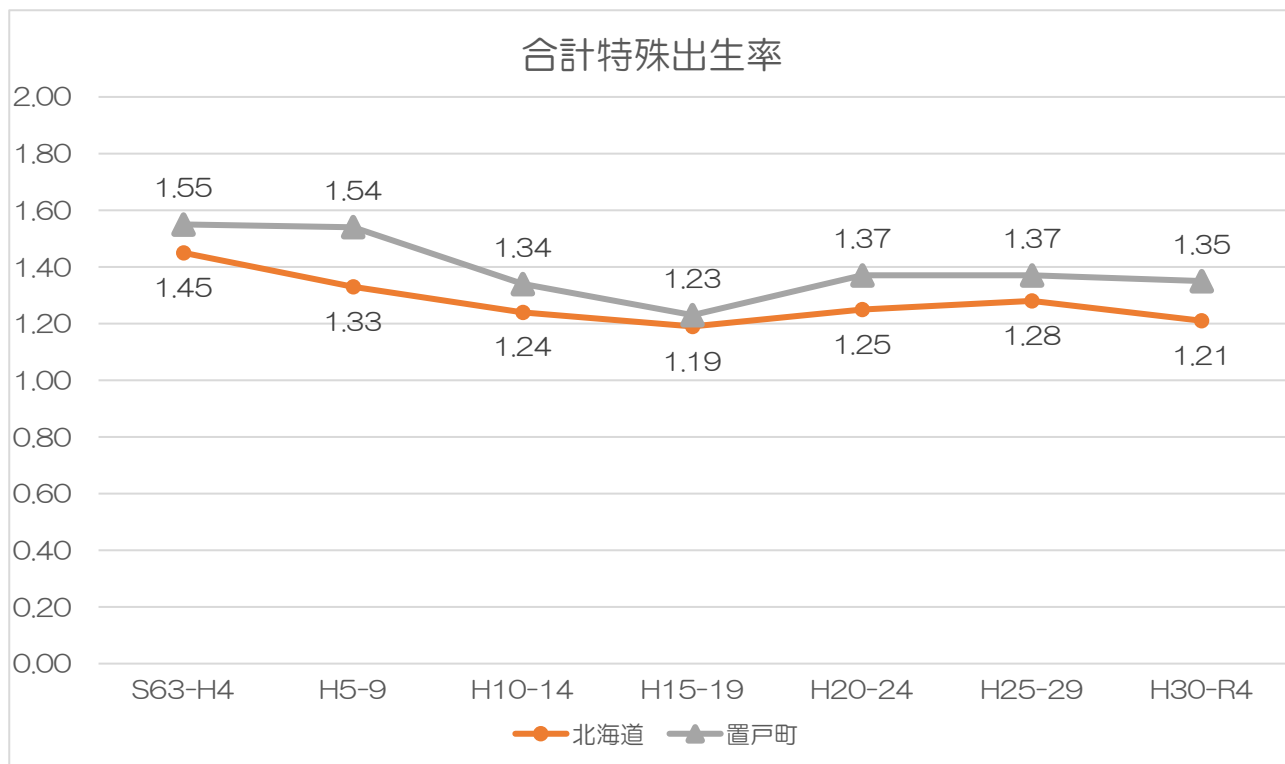
出典：置戸町健康推進係

3. 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率は15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が一生の間に産む子どもの数に相当します。

本町の合計特殊出生率は、近年継続して北海道を上回っています。

■合計特殊出生率の推移



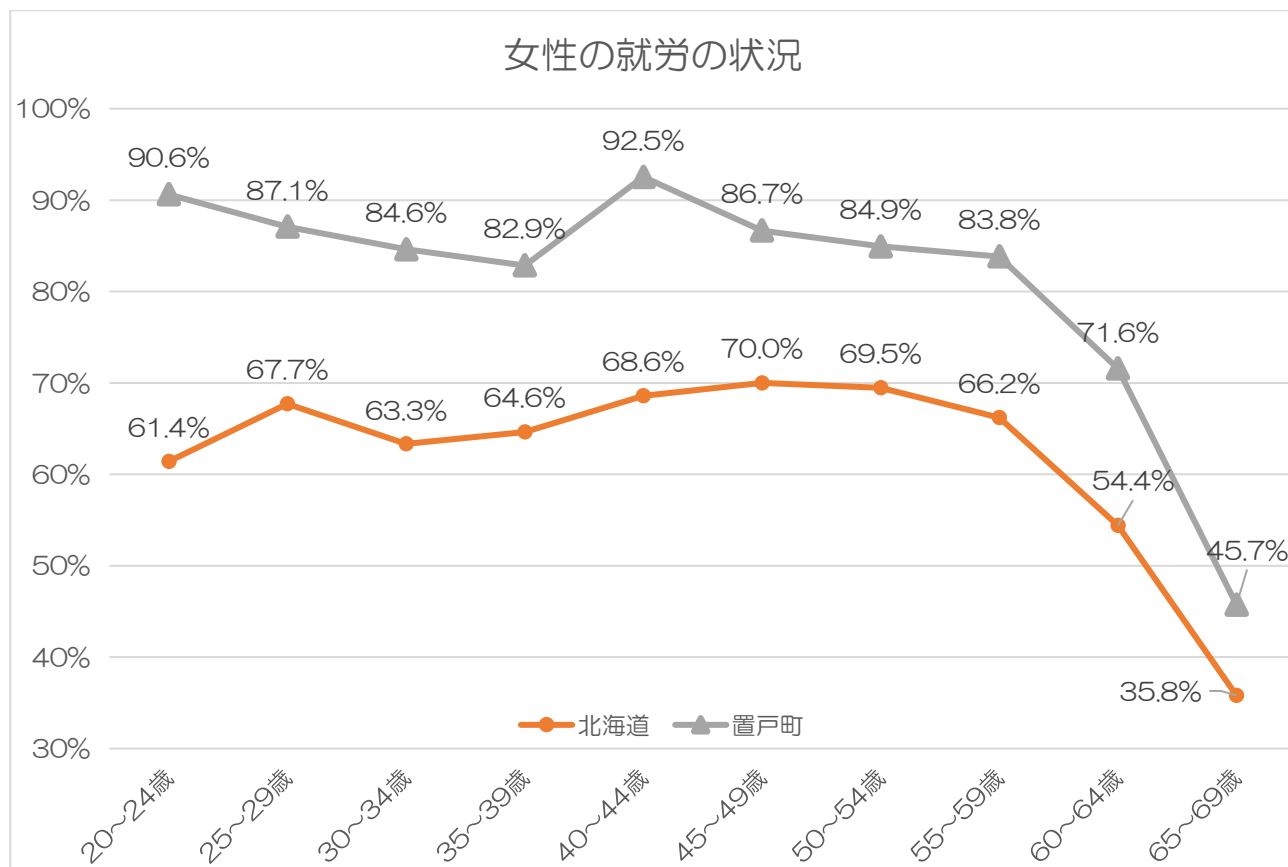
出典：人口動態統計特殊報告

4. 女性の就労の状況

本町における女性の年齢階級別就業率は、すべての年代で北海道を上回っている状況にあります。

また、本町の女性の就業率は子育ての中心的年代である20代及び30代において減少しつづけ、子育ての転換期である40代において就労率が増加します。未就学児の子育て時期については就労しにくい状況がうかがえます。

■女性の年齢階級別就業率（令和2年）



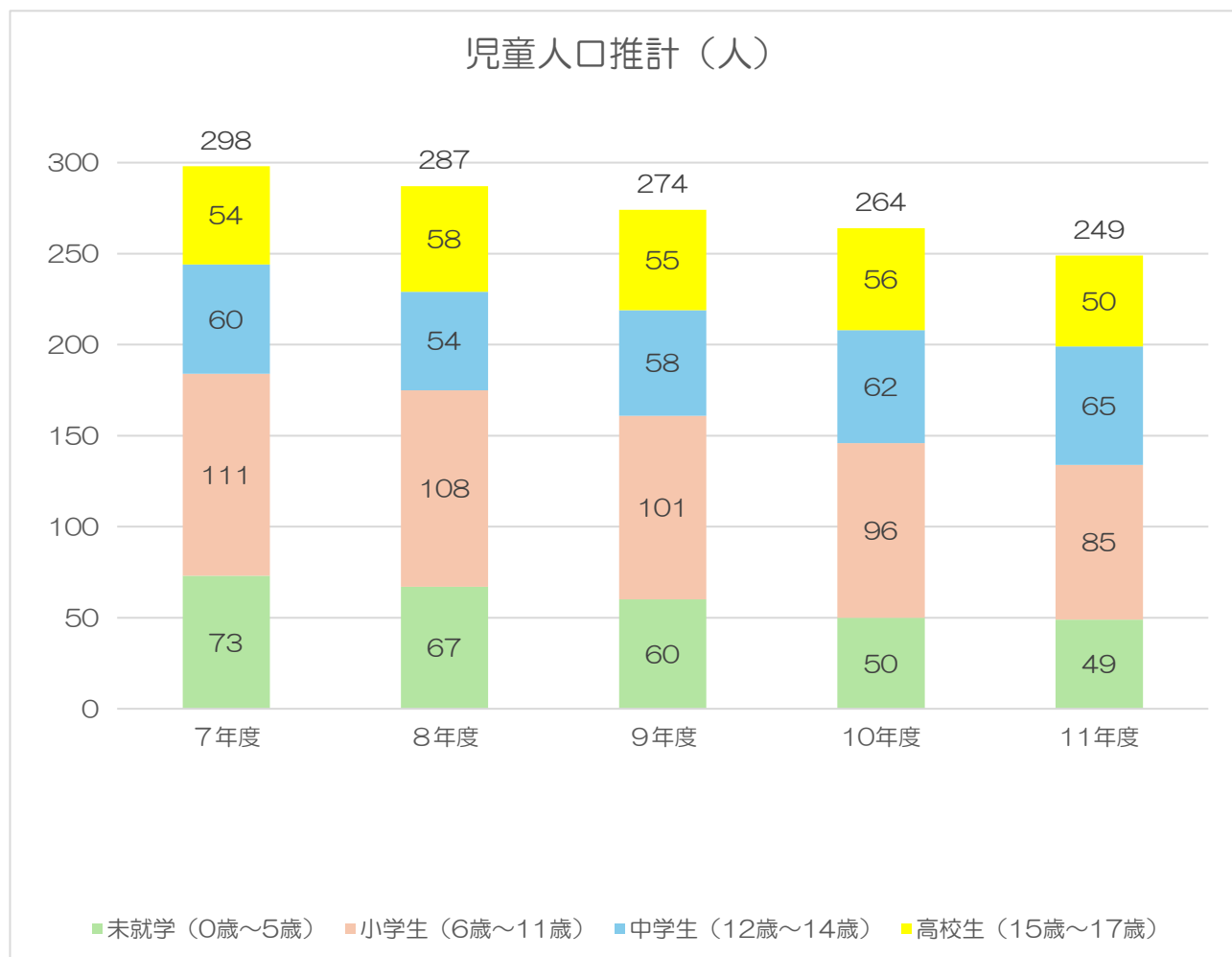
出典：令和2年国勢調査

5. 児童人口の予測

令和7年度から令和11年度までの18歳未満の児童人口を推計値です。

中学生、高校生年代はおおむね横ばいですが、小学生と未就学児は大きく減少すると見込まれます。

■コーホート変化率法による児童人口推計



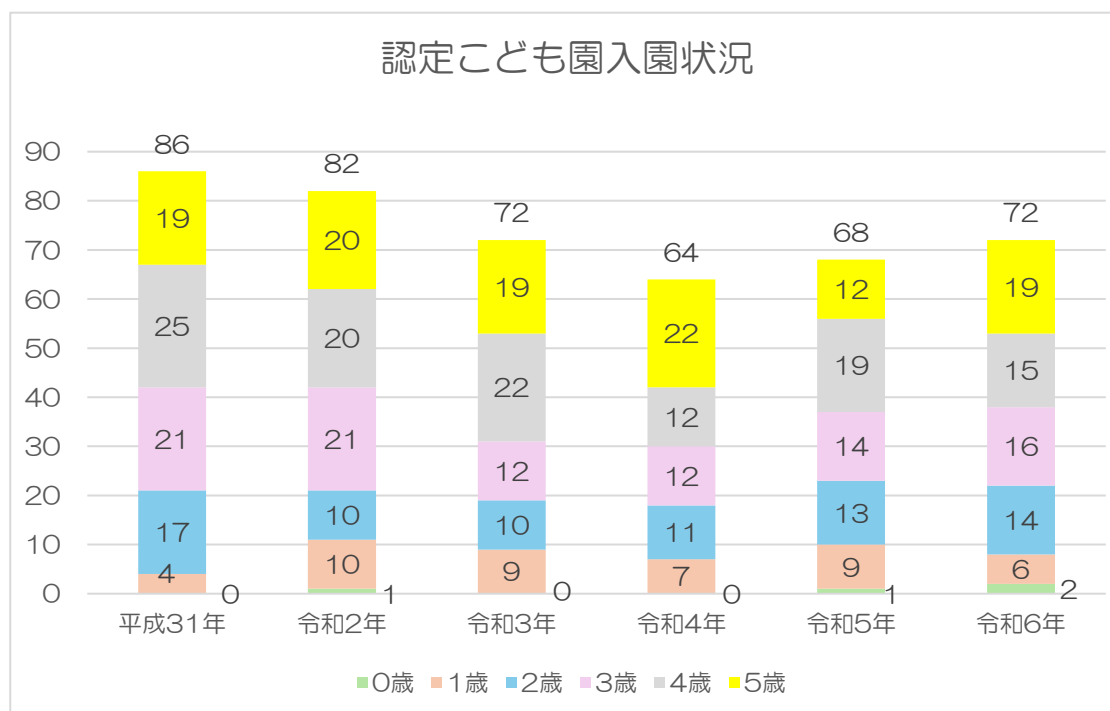
各年度末の予測人口

※令和2～6年の住民基本台帳データをもとに、コーホート変化率法で推計したものです。

※出生数は近年の状況及び地域福祉センターのデータをもとに推計しました。

6. 教育・保育施設の状況

本町の教育・保育施設別の入園児数の推移は下表のとおりで、5年前に比べ減少しています。



※令和3年～令和6年まで各1名の広域利用あり。

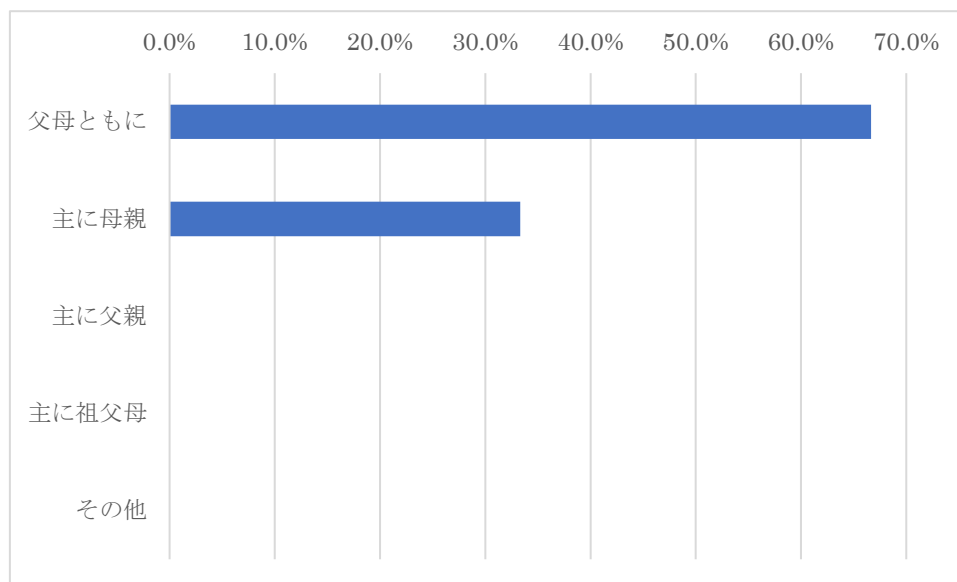
出典：置戸町（各年4月1日現在）

7. ニーズ調査からみた子どもを取り巻く環境

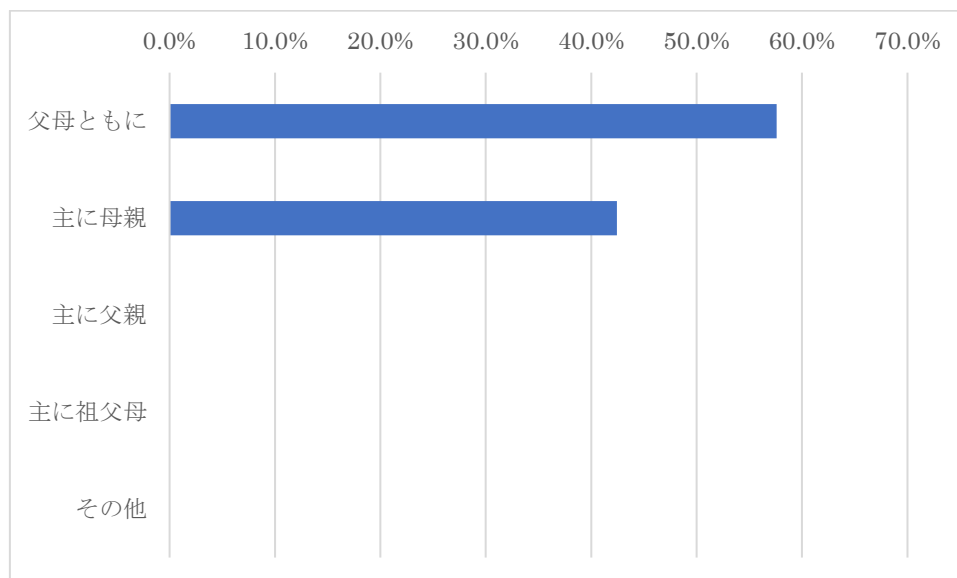
(1) 主に子育てを行っている人

就学前児童の保護者は、「父母ともに」が最も多く、次いで「主に母親」が続いています。
小学生の保護者も「父母ともに」が最も多く、次いで「主に母親」が続いています。

■就学前児童の保護者



■小学生の保護者

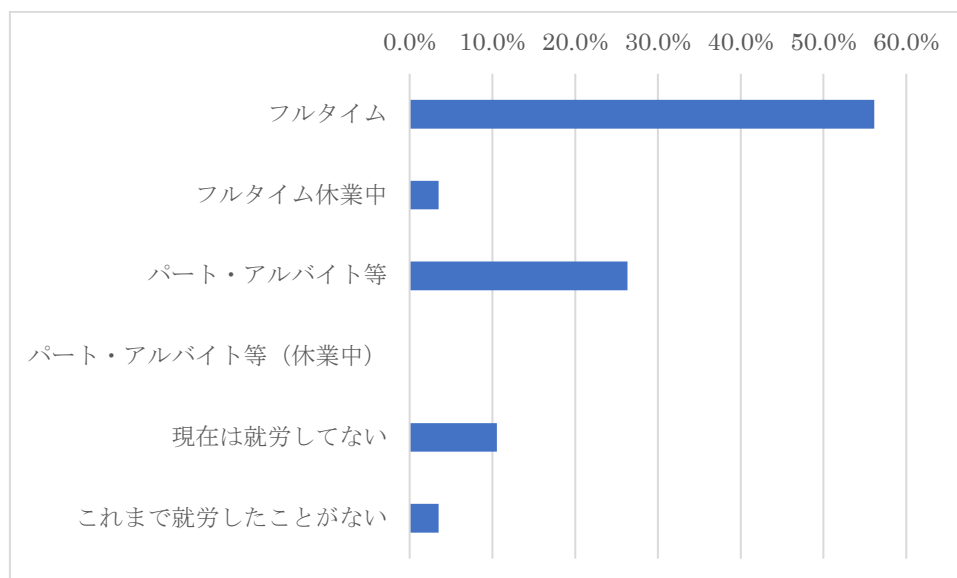


(2) 母親の就労状況

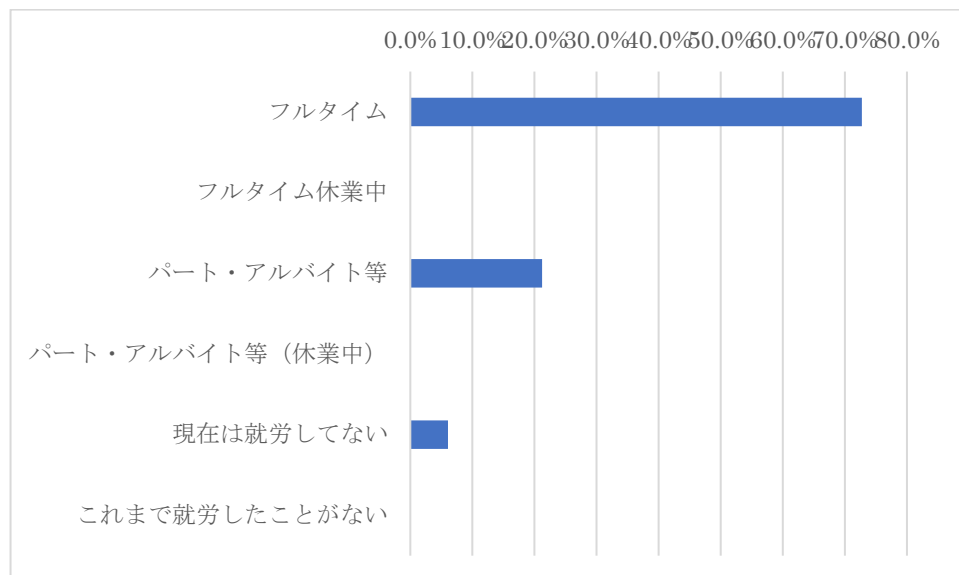
就学前児童の母親の就労状況は、「フルタイム」が最も多く、次いで「パート・アルバイト等」が続いています。

小学生の母親の就労状況も、「フルタイム」が最も多く、次いで「パート・アルバイト等」、「現在は就労していない」が続いています。

■就学前児童の保護者

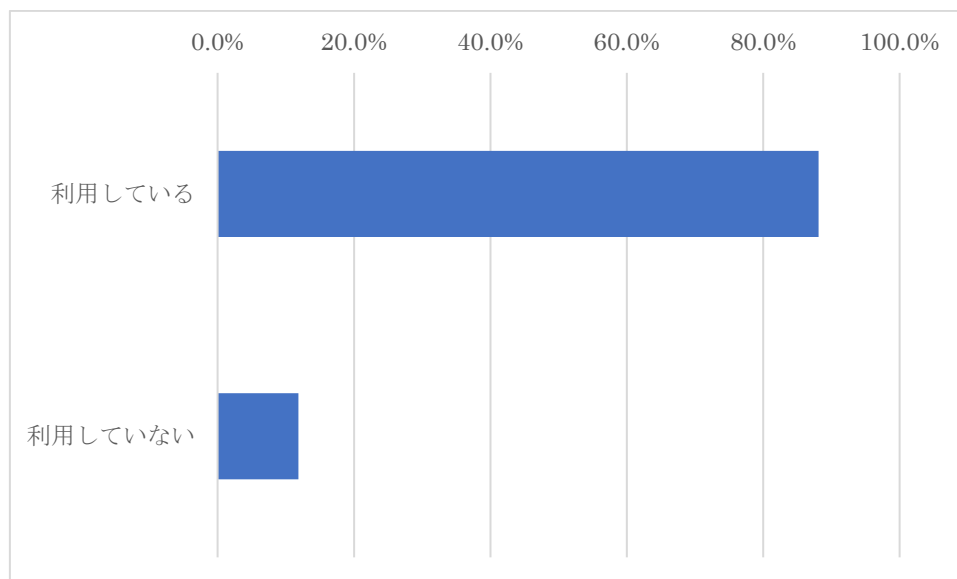


■小学生の保護者



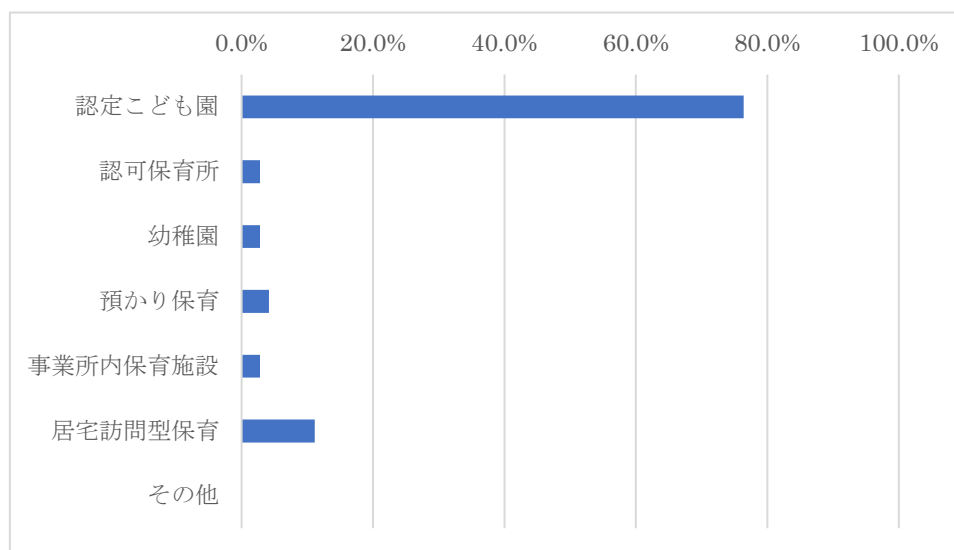
(3) 教育・保育事業の利用状況（就学前児童）

現在、利用している教育・保育事業は「利用している」が88.1%、「利用していない」人が11.9%となっています。



(4) 教育・保育事業の利用意向 (就学前児童／複数回答)

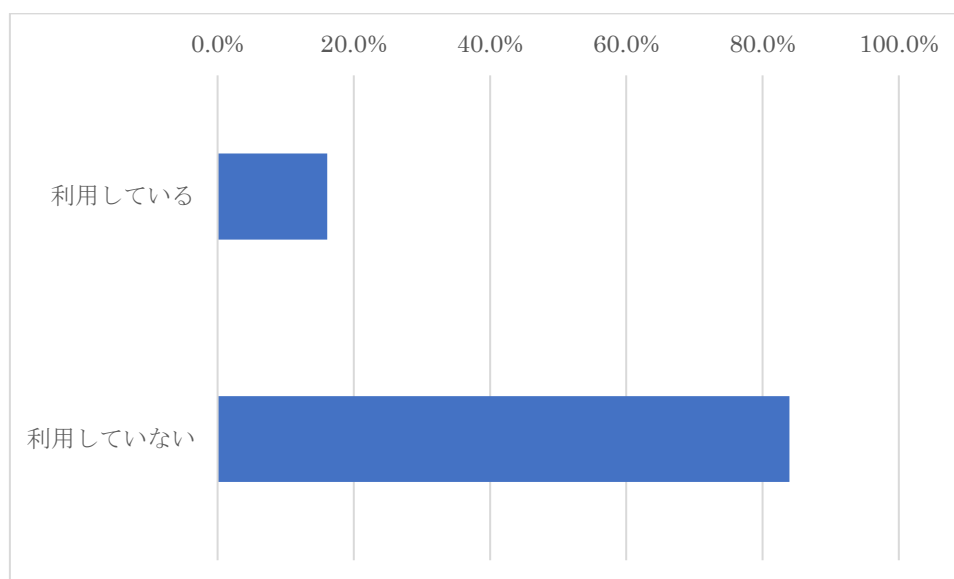
今後、利用したい教育・保育事業は、「認定こども園」が76.4%で最も多く、次いで「居宅訪問型保育」が11.1%と続いています。



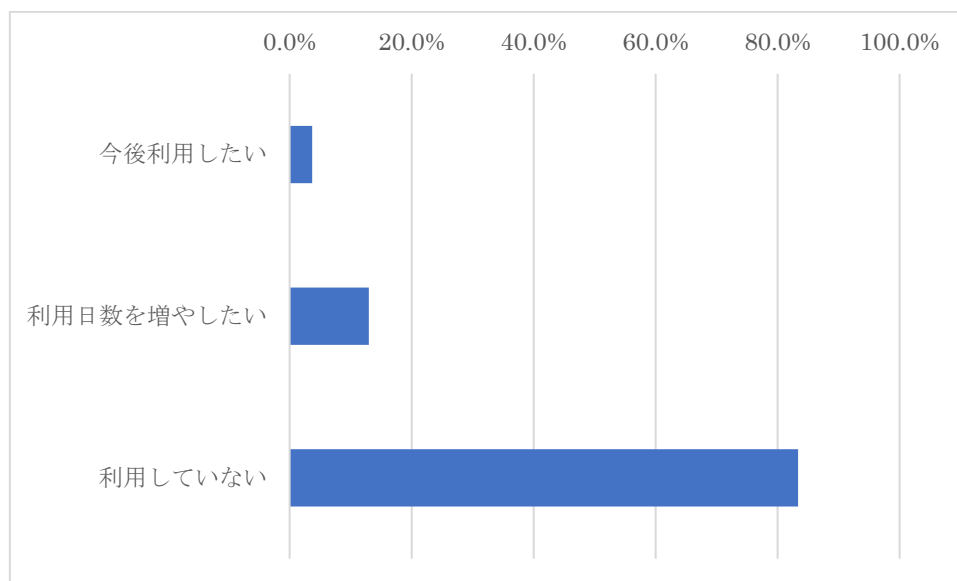
(5) 地域子育て支援拠点事業の利用状況等 (就学前児童)

地域子育て支援拠点の利用希望については、「利用していない」が83.9%で最も多く、次いで「利用している」が16.1%が続いています。

■地域子育て支援拠点事業の利用状況 (複数回答)

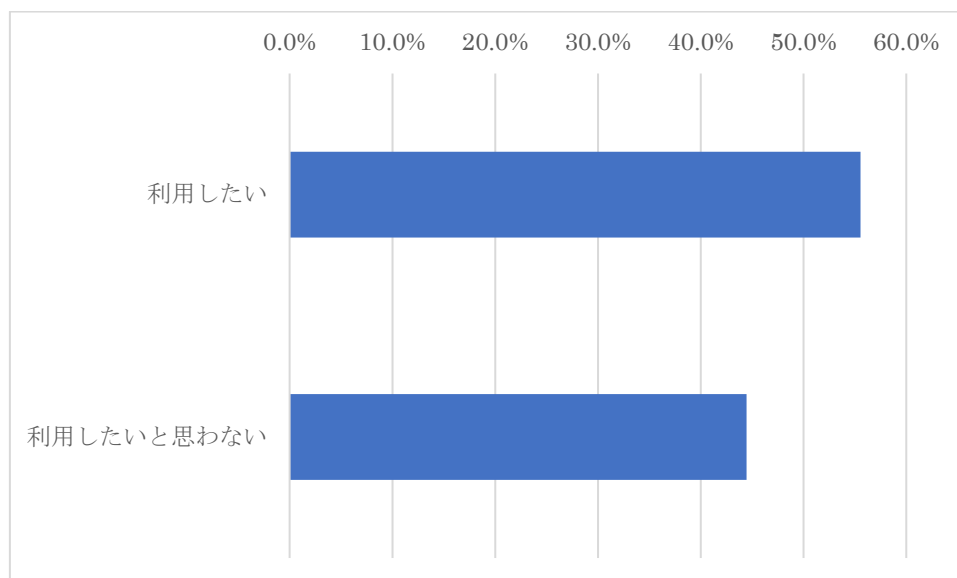


■地域子育て支援拠点事業の今後の利用意向（複数回答）



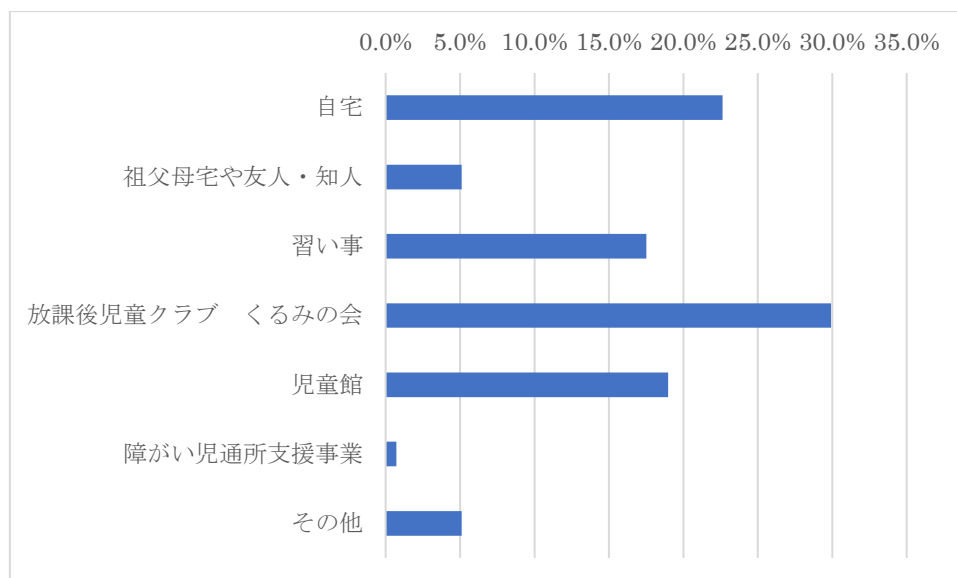
(6) 病児・病後児保育の利用意向（就学前児童）

子どもが病気やケガで教育・保育事業を利用できなかったことがあった際には「病児・病後児保育施設等を利用したい」と回答した人は55.6%となっています。



(7) 放課後に過ごさせたい場所（就学前児童／複数回答）

放課後に過ごさせたい場所は、「放課後児童クラブ」が29.9%で最も多く、次いで「自宅」が22.6%、「児童館」が19.0%と続いています。

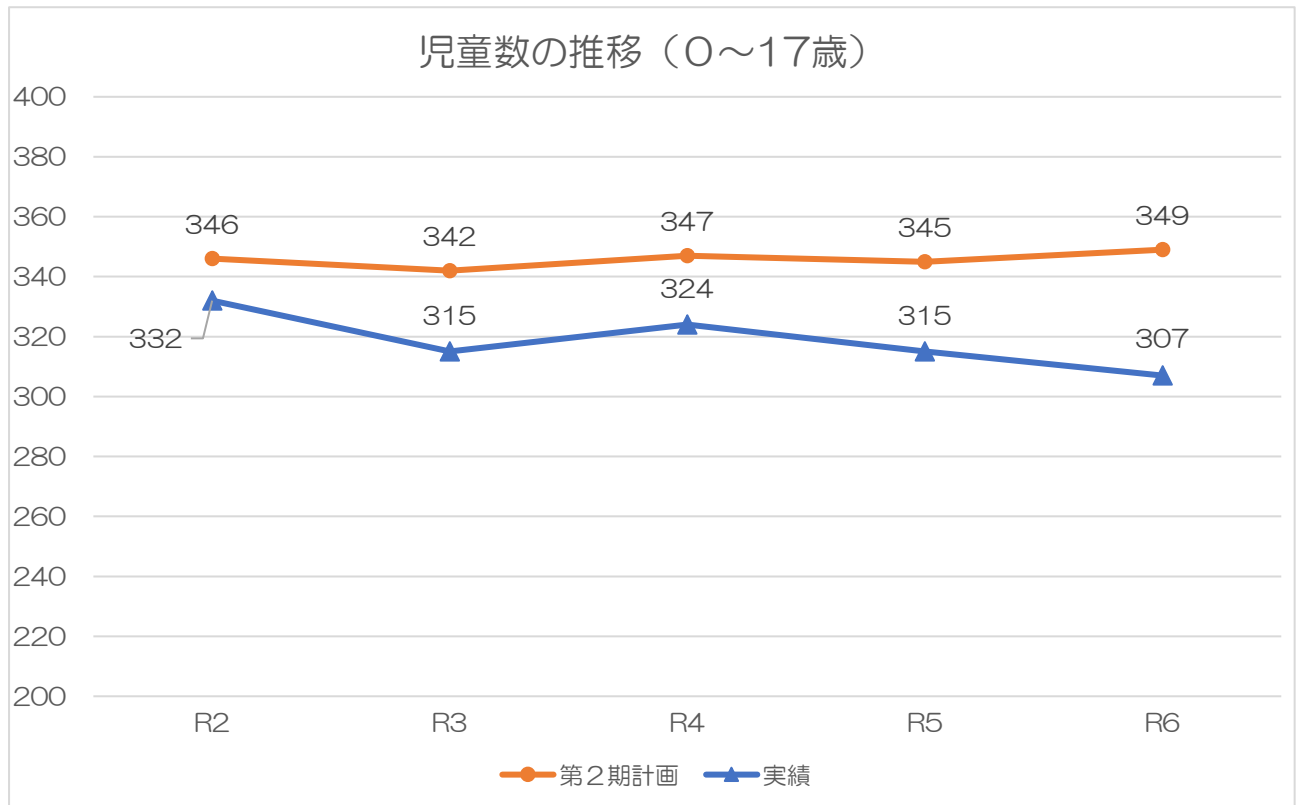


第3章 第2期計画の実施状況

1. 児童人口の状況

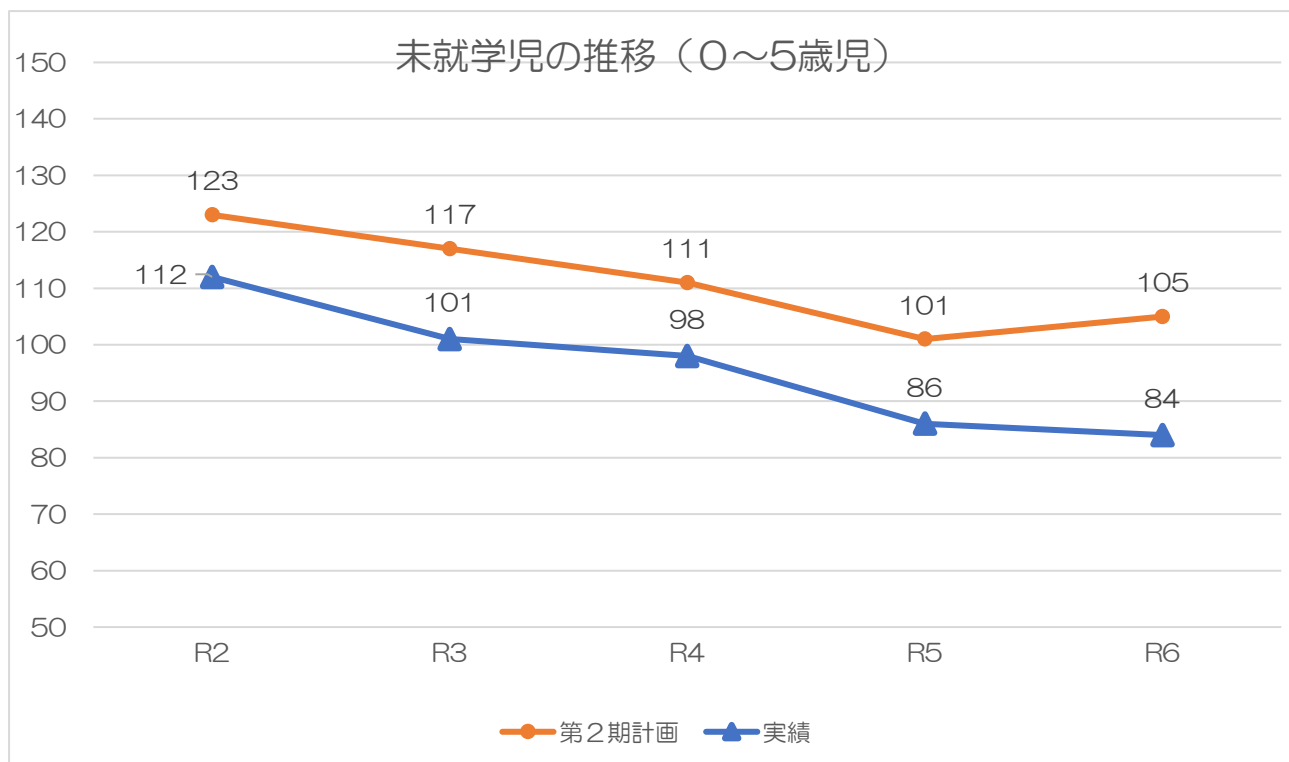
第2期置戸町子ども・子育て支援事業計画で推計した児童数を実績値と比較すると、0歳～17歳の児童数、未就学児童数の推移とともに推計値を下回る実績で推移しました。

■児童数の推移（0～17歳）



※実績値：住民基本台帳（各年4月1日現在）

■未就学児童数の推移（0～5歳児）

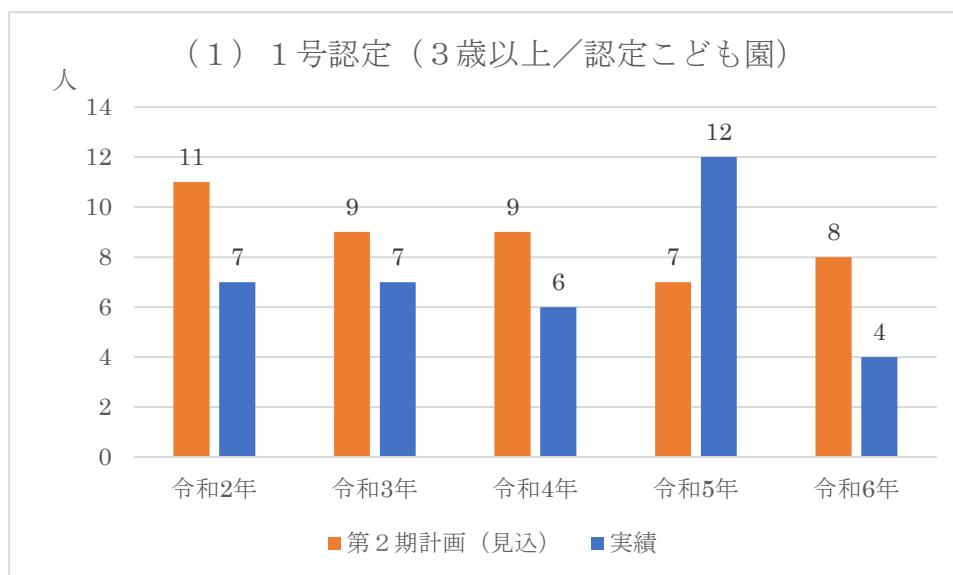


※実績値：住民基本台帳（各年4月1日現在）

2. 教育・保育事業の実施状況

(1) 1号認定（3歳以上／認定こども園）

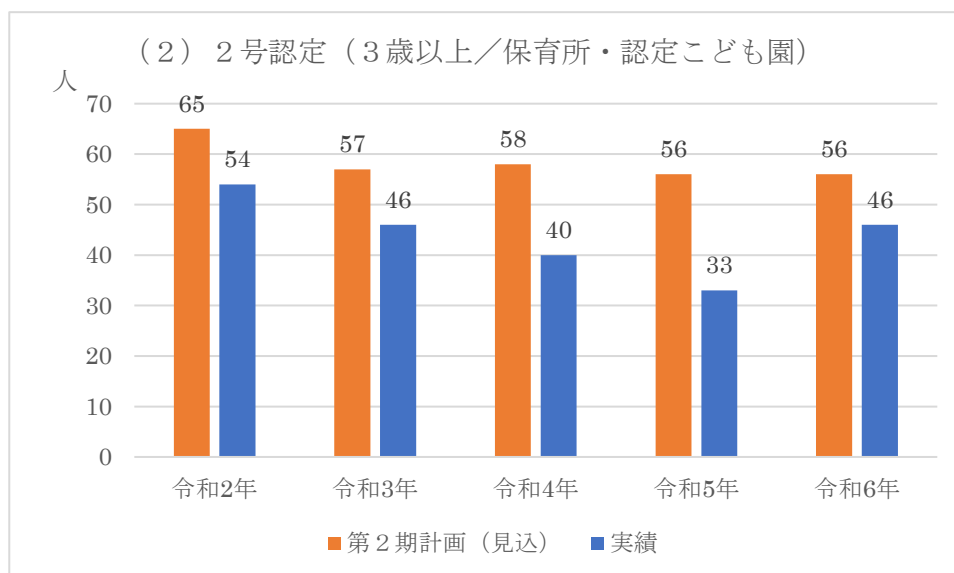
1号認定（認定こども園の教育部分）の入園児数は令和5年度に実績が量の見込みを上回りましたが、ほかの年度は量の見込みを下回る実績となりました。



実績：各年4月1日現在

(2) 2号認定（3歳以上／保育所・認定こども園）

2号認定（認定こども園の保育部分）の入園児数は、量の見込みを下回る入園実績で推移しました。



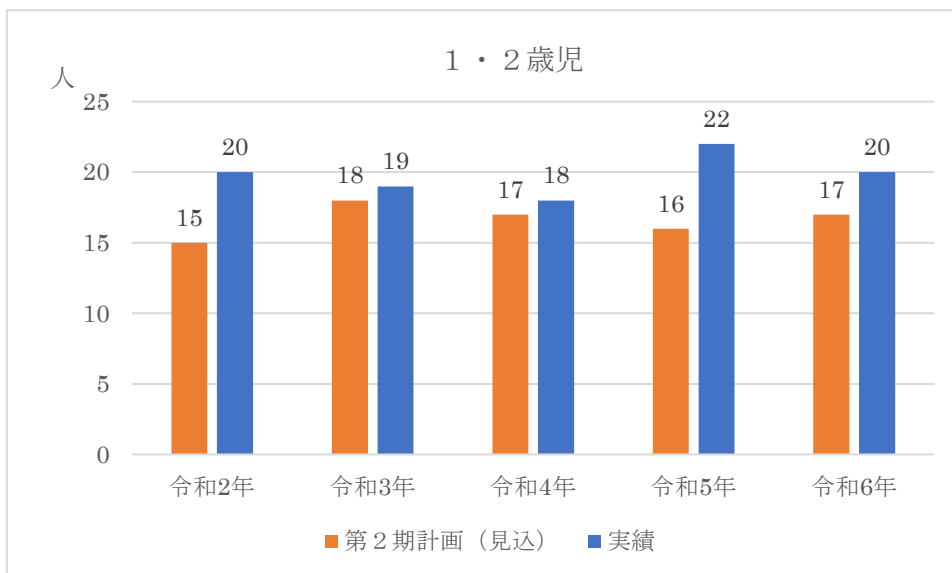
実績：各年4月1日現在

(3) 3号認定（3歳未満／保育所・認定こども園）

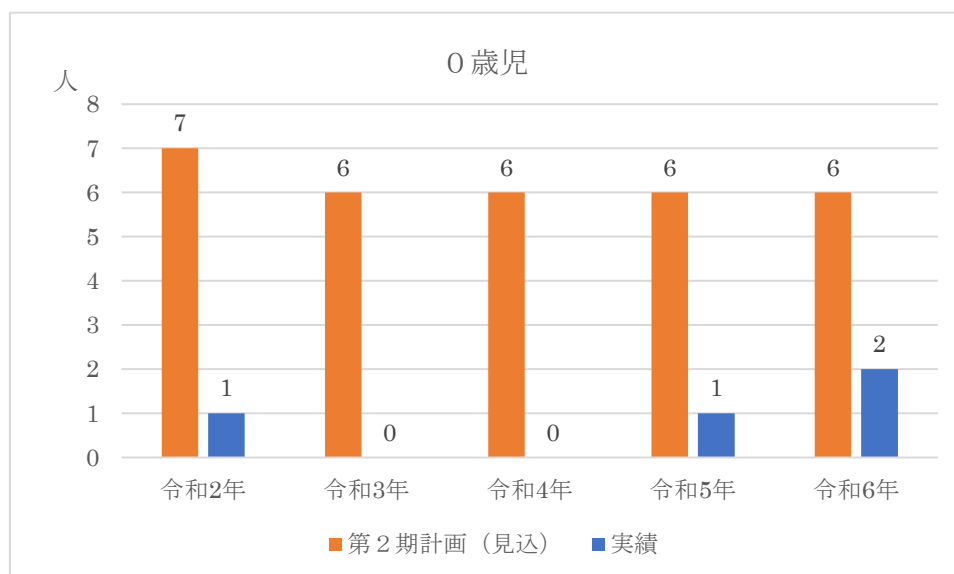
3号認定（認定こども園の保育部分）の入園児数のうち1・2歳児は量の見込みを上回り、0歳児は量の見込みを下回る利用実績で推移しました。

（0歳児は各年度とも年度末に向け入園児が増える傾向がある。）

①1・2歳児



②0歳児



実績：各年4月1日現在

3. 地域子ども・子育て支援事業の実施状況（法定１１事業）

（１）利用者支援事業

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う事業です。本町では第２期策定時には実施予定はありませんでしたが、令和３年度から子育て世代包括支援センターを開設し、母子保健型として実施しました。

【母子保健型】

区 分	単位	令和 ２年度	令和 ３年度	令和 ４年度	令和 ５年度	令和 ６年度
計画（量の見込み）	箇所数	０	０	０	０	０
実績		０	１	１	１	１

（２）地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

本町では認定こども園こどもセンターどんぐりにて実施しています。

区 分		単位	令和 ２年度	令和 ３年度	令和 ４年度	令和 ５年度	令和 ６年度
計画	量の見込み	人回／年	2,491	2,369	2,248	2,045	2,126
	確保方策		2,491	2,369	2,248	2,045	2,126
実績			1,610	1,594	1,117	875	-

※実施場所：こどもセンターどんぐり

（３）妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

区 分	単位	令和 ２年度	令和 ３年度	令和 ４年度	令和 ５年度	令和 ６年度
計画（量の見込み）	延回数	210	224	224	238	238
実 績		169	156	118	93	-

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

区 分		単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
計画	量の見込み	人/年 実人員	15	16	16	17	17
	確保方策		15	16	16	17	17
実績			7	17	9	6	—

(5) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

区 分		単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
計画	量の見込み	人/年 実人員	0	0	0	0	0
	確保方策		0	0	0	0	0
実績			4	3	5	10	—

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

様々な理由により児童の療育が一時的に困難になった場合に、児童福祉施設に委託し、児童を保護することで、児童とその家族の福祉の向上を図ることを目的としている事業です。

当事業は本町で実施できておらず、実績はありませんでした。

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）＜小学生＞

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

本町ではファミリー・サポート・センター事業を実施しておらず、利用実績はありませんでした。

(8) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

本町ではこどもセンターどんぐりにて実施しています。

■一時預かり事業（幼稚園型以外）の延べ利用者数

区 分	単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
計画（量の見込み）	延人数	62	59	56	51	53
実 績		17	85	12	7	—

(9) 時間外保育（延長保育）事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

本町では延長保育を実施しておらず、実績はありませんでした。

(10) 病児・病後児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

本町では病児保育事業を実施しておらず、利用実績はありませんでした。

区 分	単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
計画（量の見込み）	延人数	44	42	40	36	38
実 績		—	—	—	—	—

(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が仕事などで昼間、家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に学校内の専用施設や余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

本町では教育委員会において、学校施設ではなく児童センターで実施しています。

区 分	単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
計画（量の見込み）	実人数	72	77	84	93	87
低学年		46	51	59	65	56
高学年		26	26	25	28	31
実 績		68	63	63	64	62
低学年		39	43	43	47	37
高学年		29	20	20	17	25

各年4月1日登録者

4. 第2期置戸町子ども・子育て支援事業計画 施策・事業の進捗状況

子ども・子育て支援関連施策の実施状況のうち、特徴的な内容、今後の課題は以下のとおりです。

基本目標1 地域における子育てへの支援

- ・こどもセンターどんぐりを増築・改修し、キッズキッチン兼会議室の新設など保育環境整備を行いました。（増築面積 1260.19 m²）
- ・待機児童がでないように、町内の保育施設の定員を85名から92名に増やしました。
- ・老朽化している放課後児童クラブ実施施設（児童センター）を児童館とともに新設します。
- ・病児保育について、社会福祉法人信愛会・置戸赤十字病院と検討の機会を設けましたが、具体的な解決策決定までは至りませんでした。
- ・医療費還元事業「置戸町健やか子育て応援事業」は子ども医療費助成制度導入までは、子育て家庭への経済支援として好評でした。
- ・教育部局と連携を図っている「すくすくギフト（木製食器贈呈）事業、ファーストブックプレゼント事業」は好評を得ています。

基本目標2 良質な教育・保育の提供

- ・保育料について、国の制度で無償化となった3歳以上だけでなく、町独自0歳から2歳までの保育料も無償化しました。また、保育料のほかにも副食費（おかず代）も町が負担しています。
- ・幼児教育と学校教育の連携について、置戸小学校・中学校の学校運営協議会に認定こども園施設長が入るなど、少しずつ連携が深まっています。

基本目標3 母性・乳幼児等の健康確保

- ・子育て世代包括支援センターとして、乳幼児期だけではなく高校卒業までを支援の対象としていることの周知をはかり、その世代に応じた関係機関との連携を図りながら、町全体で対象となる子ども及び家庭への支援を行っています。
- ・子育てにおいては保護者同士のつながりも重要となるため、妊娠期及び乳幼児期の母親同士の関係性（仲間づくり）を意識した事業を、町及びこどもセンターどんぐりと連携し実施しています。
- ・子育て世代包括支援センター及び町健康推進係（保健師）等が連携し、小さい町の顔の見える関係を大切にした妊産婦への支援を行っています。

基本目標4 すべての子どもの育ちを支える環境の整備

- ・学校運営協議会では多くの地域の方からの意見を聞き、地域に開かれた学校運営を行っています。
- ・わんぱくクラブなどの社会体育事業やスポーツ少年団、部活動支援により児童が多くのスポーツに触れ合う機会を作り出しています。
- ・ALT（外国語指導助手）を複数配置し、外国語教育を推進しているが、幼児教育施設へのALT派遣の増が期待されています。

基本目標5 仕事と子育ての両立の推進

- ・アンケート結果によると、父親の育児参画は進んでいる部分もありますが、母親への負担が依然高いままとなっています。

基本目標6 子どもの安全・安心の確保

- ・置戸町学校運営協議会が「地域子ども見守り隊」の取組を始め、地域住民を巻き込みながら児童の安全目指したまちづくりを進めています。

基本目標7 支援を要する児童への取り組みの推進

- ・令和5年1月「放課後等デイサービスに係るアンケート」でも「町内に必要だと思う」方が多かったですが、町内設置には至っていません。今回のアンケート調査でもニーズを把握できましたので、引き続き町外の放課後等デイサービス運営事業者へ町内への設置を働きかける必要があります。
- ・児童館及び放課後児童クラブ施設が令和8年を目指して建設されますが、「支援が必要とする児童にも使いやすい施設に」との要望があり、一部をクールダウンスペースとしても使用できるように考えられました。

基本目標8 交流・体験事業の推進

- ・教育委員会（社会教育課）では40年以上前からふるさと置戸町を学ぶ事業「ふるさと少年クラブ」を通年開設し、置戸町のふるさとを学ぶ機会を継続しています。
- ・小学校・中学校の「小中一貫教育」では、授業のなかでも置戸を学ぶ「ふるさと教育・おけと学」を令和4年度から進めています。

第4章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

「子ども・子育て支援法」の基本理念では、子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、家庭、学校、地域、企業など、その他の社会の全ての分野において、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならないとされています。

また、令和5年4月に施行された「こども基本法」では、全ての子どもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすることとされています。

子どもは、家族にとってかけがえのない存在であるとともに、これからの社会を担う力として大切な存在であり、すべての子どもはその生命と人権が尊重されなければなりません。

地域の宝である子ども一人ひとりが、心身ともに健やかに育つことは、親をはじめ、全ての町民に共通する願いでもあります。

置戸町民は、豊かな森林、豊かな緑の大地、常呂川の清い流れなど恵まれた環境のなかで育まれてきました。

このすばらしい環境を活かし、家庭・認定こども園・学校・地域・企業がそれぞれの役割を担いながら連携・協力して、「安心して子どもを生み育てることができる」「すべての子どもが心身ともにたくましく育つ環境づくり」「これからの時代を担う子どもの健全な育成を支援する取り組み」を進め、置戸町民全体で子育て家庭を見守り、応援し、支えるまちをめざし、これまでの計画を引き継ぐものとし、基本理念を次のように定めます。

基本理念

**笑いがこだまし
子どもと 親と 地域が 輝くまち**

子どものより良い育ちを社会全体で支え、子どもの人権と最善の利益が尊重されるよう、必要となる支援を等しく受けられる環境を整え、全ての子どもを支援する視点を持って取り組みます。

あわせて、保護者が地域の中で温かく見守られ、支えられながら、妊娠、出産、子育てをする上で、不安や孤立感を抱えることなく、子どもの成長の喜びを感じながら子育てできる町を目指します。

2. 必要な施設整備

(1) 児童館建設事業・放課後児童クラブ施設整備事業

整備の必要性	少子高齢化や核家族化、地域の子育て力の低下、保護者の就労形態の多様化などに伴い、子どもと子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化しています。その中で、子どもたちが気軽に集い、安全かつ安心して過ごすことができる居場所の確保が求められています。また、子育てについて悩みや不安を抱え、孤立を感じる保護者も多く、育児に関する相談や保護者同士の交流・情報交換などの場を求める要望も増えています。 このような状況を踏まえ、本町では次世代を担う子どもの健やかな成長を支援しながら、若い世代が安心して子どもを産み育てられるまちの中核施設となる児童館及び放課後児童クラブの整備が求められています。
整備施設	児童館と放課後児童クラブの複合施設
既存施設	・児童館は新設 ・放課後児童クラブ施設は移転改築 平成元年（1989年）建築と古く、また、元幼稚園舎であるため、主に小学生が使用する放課後児童クラブとしては使用しにくい。
整備予定地	施設利用対象児童の多くが在籍する小学校から90mほどの場所にある町有地であるため、放課後に施設へ向かう経路が短く、児童の安全が確保されます。また、町内の道立高校からも200mと近く、乳幼児から高校生世代まで様々な年代の交流が見込まれる場所です。
建設年度 （予定）	令和7年度
開所年度 （予定）	令和8年度

第5章 子ども・子育て支援事業計画

1. 子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正

本計画は、子ども・子育て支援法に基づく基本指針に即して、策定することとされています。令和4年6月の児童福祉法等の一部を改正する法律及び令和6年6月の子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が成立したことを受け、基本指針の改正が行われました。

〈主な改正内容〉

- ・家庭支援事業の新設・拡充及び利用勧奨・措置に関する事項の追加
- ・こども家庭センター及び地域子育て相談機関に関する事項の追加
- ・妊婦等包括相談支援事業に関する事項の追加
- ・乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に関する事項の追加
- ・産後ケアに関する事項の追加

2. 子ども・子育て支援法に基づく給付・事業の概要

（1）子どものための教育・保育給付

■施設型給付

- ・認定こども園（0歳～5歳）
- ・幼稚園（3～5歳）
- ・保育所（0歳～5歳）

■地域型保育給付費

- ・小規模保育（認可定員 6～19人）
- ・家庭的保育（認可定員 1～5人）
- ・居宅訪問型保育（ベビーシッター）
- ・事業所内保育

（2）子どものための施設等利用給付

- ・認可外保育施設等
- ・特別支援学校
- ・施設型給付を受けない幼稚園

※認可外保育施設や預かり保育事業などの利用料を無償化給付する制度

（３）地域子ども・子育て支援事業

- ①利用者支援事業
- ②地域子育て支援拠点事業
- ③妊婦健診事業
- ④乳児家庭全戸訪問事業
- ⑤養育支援訪問事業
- ⑥子育て短期支援事業
- ⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）
- ⑧一時預かり事業
- ⑨時間外保育（延長保育）事業
- ⑩病児・病後児保育事業
- ⑪放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
- ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

～以下新規事業～

- ⑭子育て世帯訪問支援事業
- ⑮児童育成支援拠点事業
- ⑯親子関係形成支援事業
- ⑰産後ケア事業
- ⑱妊婦等包括相談支援事業
- ⑲乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

3. 教育・保育提供区域

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、事業等を実施していく上で計画的に提供体制を確保するために、「地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域」を設定することが必須事項とされています。また、「教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実態に応じて、これらの区分は事業ごとに設定することができる」とされています。

本町においては、認定こども園、小学校、中学校がそれぞれ町内に一つであることから、基本となる提供区域は、「町全域」とします。

4. 教育・保育施設の需要量及び確保の方策

(1) 量の見込みと提供体制の確保

国の基本指針等に沿って、「教育・保育の量の見込み」を定めます。本計画の作成時期における教育・保育の利用状況（利用者数、利用率）、本計画の期間における年齢別の子どもの推計人口を踏まえて、認定区分ごとに量の見込みを定めています。

■認定区分

支給認定区分	対象年齢	保育の必要性	主な利用施設
1号認定 (教育標準時間認定)	満3歳以上	必要としない	幼稚園 認定こども園
2号認定 (保育認定)	満3歳以上	必要性あり	保育所 認定こども園
3号認定 (保育認定)	満3歳未満	必要性あり	保育所 認定こども園 地域型保育

■推定児童数・量の見込み・確保の内容（こども園の利用定員）

		R7	R8	R9	R10	R11
推計児童数	3～5歳	47	42	36	26	25
	2歳	9	9	8	8	8
	1歳	9	8	8	8	8
	0歳	8	8	8	8	8
	計	73	67	60	50	49
量の見込み（A）	1号認定 3～5歳	6	5	4	3	3
	2号認定 3～5歳	46	32	27	17	19
	3号認定	2歳	5	8	4	7
		1歳	8	4	7	7
		0歳	2	2	2	2
	計	67	51	44	36	38
確保の内容（B）	1号認定 3～5歳	6	6	6	6	6
	2号認定 3～5歳	46	40	40	40	40
	3号認定	2歳	5	8	5	7
		1歳	8	5	7	7
		0歳	4	4	4	4
	計	69	63	62	64	64
差異（B-A）		2	12	18	28	26
（こども園の定員）		(60)	(60)	(60)	(60)	(60)

【確保の方策】

認定こども園の定員を超過している年度及び年齢がありますが、町内の認定こども園に対して、配置基準等を満たしたうえで利用定員を超過する受け入れを依頼し、待機児童が発生しないようにします。

5. 地域子ども・子育て支援事業の提供

国の基本指針等に沿って、「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定めます。設定した「量の見込み」に対応するよう、事業ごとに地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期を設定します。計画期間における量の見込み、確保の方策は以下の通りです。

(1) 利用者支援事業

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う事業です。

区 分		単位	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
計画	量の見込み	箇所数	1	1	1	1	1
	確保方策		1	1	1	1	1

【確保方策の考え方】

本町では令和3年から子育て世代包括支援センターを開設し、ワン・ストップ窓口として子育てに関するあらゆる相談に対応しています。

令和4年改正児童福祉法（令和6年4月1日施行）により、市町村において全ての妊産婦・子育て世帯・こどもの包括的な支援等を行うこども家庭センターの設置に努めることとされ、本町においてもこども家庭センターの設置を検討中です。

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

区 分		単位	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
計画	量の見込み	人回／年	1,070	1,028	988	988	988
	確保方策		1,070	1,028	988	988	988

※実施場所：こどもセンターどんぐり

【確保方策の考え方】

本町では認定こども園こどもセンターどんぐりにて実施しており、より使いやすい事業にできるよう委託先と協議を進めます。

(3) 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

区 分		単位	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
計画	量の見込み	延回数	82	82	82	82	82
	確保方策		82	82	82	82	82

【確保方策の考え方】

今後もすべての妊婦に対して現行通り実施します。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

区 分		単位	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
計画	量の見込み	人/年 実人員	8	8	8	8	8
	確保方策		8	8	8	8	8

【確保方策の考え方】

今後もすべての家庭に対象として現行通り実施します。

(5) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

区 分		単位	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
計画	量の見込み	人/年 実人員	6	6	6	6	6
	確保方策		6	6	6	6	6

【確保方策の考え方】

今後も関係機関と連携して速やかに対応いたします。

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

様々な理由により児童の療育が一時的に困難になった場合に、児童福祉施設に委託し、児童を保護することで、児童とその家族の福祉の向上を図ることを目的としている事業です。現在、本町では実施していません。

【確保方策の考え方】

本町では、現在実施していませんが、今後の要望や状況に応じて検討します。

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）〈小学生〉

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

現在、本町では実施していません。

【確保方策の考え方】

本町では、現在実施していませんが、アンケート調査や子ども子育て会議のなかでもニーズがあることがわかりました。本町にあった事業について、関係機関等と協議をすすめます。

(8) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

本町ではこどもセンターどんぐりにて実施しています。（町民は無料）

区 分		単位	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
計画	量の見込み	人/年 延人数	23	21	19	16	16
	確保方策		23	21	19	16	16

【確保方策の考え方】

認定こども園では利用定員の範囲内で、支援が必要なご家庭に対して、一時預かり事業を実施します。

アンケートでは、一時預かり事業の概要を知らない保護者もいたため、一層の周知を図ります。

(9) 時間外保育（延長保育）事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

現在、本町では実施していません。

【確保方策の考え方】

延長保育に対する潜在的ニーズがあると思われますが、他事業でニーズに応えられるかを含めて関係機関との協議を進めます。

(10) 病児・病後児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

現在、本町では実施していません。

【確保方策の考え方】

アンケートや子ども・子育て会議でも保護者のニーズがあることを承知していますが、現在のところ町内において供給体制確保の見通しがたちません。町外施設利用への費用負担の方法や広域連携、また、対象者年代の選定も含めて、本町の実情にあった体制を検討していきます。

(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が仕事などで昼間、家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に学校内の専用施設や余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

区 分	単位	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
計画（量の見込み）	実人数	61	59	56	55	44
低学年		35	33	35	33	25
高学年		26	26	21	22	19
確保方策		100	70	70	70	70

【確保方策の考え方】

現施設（児童センター）の老朽化に伴い、置戸小学校に近い場所に児童館及び放課後児童クラブ施設を新築し、令和8年開設する予定です。

アンケートや子ども・子育て会議でも、児童館（放課後児童クラブ）に高い期待が寄せられており、児童館との複合施設である強みを生かし、より利用しやすい、子どもたちの安心・安全な居場所づくりに努めます。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

生活保護世帯や低所得世帯の状況を勘案し、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具、その他教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、行事への参加に要する費用を助成する事業です。

【確保方策の考え方】

保育料については無償化しており、保育料のほかにも副食費（おかず代）も無償化となっています。

今後も、国の動向や保護者・園児の状況をふまえながら検討していきます。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置、又は運営を促進するための事業です。

【確保方策の考え方】

現在の保育施設で必要な定員を確保できていることから、積極的な民間事業者への参入促進の必要性は低いと考えられます。

今後は事業者からの申請状況等を勘案しながら、必要に応じて事業を展開していきます。

(14) 子育て世帯訪問支援事業【新規】

家事・育児等に対して不安や負担を抱える妊産婦のいる家庭等を対象に、訪問支援員を派遣し、家事や育児の支援を行う事業です。

【確保方策の考え方】

本町では、現在事業は実施していませんが、保健師が適宜訪問し、相談支援を行っています。訪問支援員の派遣については、今後のニーズや状況を勘案しながら必要に応じて検討します。

(15) 児童育成支援拠点事業【新規】

虐待の防止や子どもの最善の利益の保障、健全な育成を目的とし、養育環境や家庭、学校に課題を抱える子どもやその家族に、居場所となる場を提供し、生活習慣の形成や学習のサポート、食事の提供など、さまざまな支援を行う事業です。

【確保方策の考え方】

本町では、事業は実施していません。今後のニーズや関係機関からの支援対象になる児童の情報把握に努め、実施体制も含め総合的に判断しながら検討します。

(16) 親子関係形成支援事業【新規】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行う事業です。

【確保方策の考え方】

本町では、本事業に位置付けて事業実施はしていませんが、子育て支援室やすくすく子育てひよこクラブの事業を実施し、保護者間の情報交換や保健師等との相談・助言を行っています。今後の状況を見据え、事業の実施を検討していきます。

(17) 産後ケア事業【新規】

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。

本町では、産後1年6か月以内の方に5回まで費用の助成をしています。

区 分		単位	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
計画	量の見込み	人/年 実人数	3	3	3	3	3
	確保方策		3	3	3	3	3

【確保方策の考え方】

今後も引き続き（4）乳児家庭全戸訪問事業と連携し、産後も安心して子育てできる支援体制を整備していきます。

(18) 妊婦等包括相談支援事業【新規】

妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等（伴走型相談支援）を行うことにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

区 分		単位	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
計画	量の見込み	人/年 実人数	24	24	24	24	24
	妊娠届出数		8	8	8	8	8
	面談回数		3	3	3	3	3
	確保方策		24	24	24	24	24

【確保方策の考え方】

今後も引き続き（3）妊婦健康診査事業と連携し、妊産婦に寄り添った支援を行います。

(19) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【新規】

認可保育園や認定こども園などを利用していない生後6か月から3歳未満の子どもを対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者の就労の有無などは問わず保育を利用できる制度です。

区 分		単位	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
計画	量の見込み	実人数	—	3	3	3	3
	確保方策		—	3	3	3	3

※1人あたり月一定時間（10時間想定）の利用見込

【確保方策の考え方】

本町では、国の指針を踏まえ令和8年度から実施予定です。アンケートでも理由を問わずに預けられることが望まれています。（8）一時預かり事業との併用方法など実施に向けて調整し、受け入れ体制を確保していきます。

第6章 計画の推進

1. 計画の推進体制

(1) 庁内における連携体制の強化

本計画に携わる部署は、児童福祉の担当だけでなく、健康増進の担当、教育委員会など広範囲にわたっています。そのため、各部署間の綿密な情報交換と連携した行動によって、計画の効率かつ効果的な推進を図ります。

(2) 関係機関との協力

本計画の推進のためには、町の関係部署だけでなく、児童相談所などの行政組織や、子育てに関係する民間団体・住民ネットワーク及び各地域の方々の協力が不可欠です。そのため、町民に対して積極的に情報を提供し、また、当事者の声を拾い上げるとともに、町行政と各種団体、地域住民との協力の強化を進めながら、取組を推進します。

(3) 国・道との連携

地方公共団体の責務として、町民のニーズを的確に把握しながら、利用者本位のより良い子育て支援となるよう、国・道に対し必要な要望を行うとともに、行財政上の措置を要請していきます。

2. 計画の進行管理

本計画を町民とともに推進していく体制を確保するため、「置戸町子ども・子育て会議」を中心に、計画の推進と進行管理を行います。

資料編

1. 置戸町子ども・子育て会議設置条例

平成25年12月18日

条例第18号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、置戸町子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務について処理する。

(組織)

第3条 子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

(1) 子どもの保護者

(2) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者

(3) 子育てに関する活動を行う団体関係者

(4) 前各号に掲げる者のほか、町長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第5条 子育て会議に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、町長が行う。

2 子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 子育て会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 子育て会議の庶務は、地域福祉センターにおいて処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2. 置戸町子ども・子育て会議委員名簿

No.	所属・役職		氏 名	任 期	備 考
1	置戸小学校PTA 会長		菅原 栄寿	R7. 2. 1～R8. 3. 31	保護者
2	置戸中学校PTA 会長		渡邊 恵	R7. 2. 1～R8. 3. 31	保護者
3	置戸町こどもセンター ならの会 会長		中澤 寿恵	R7. 2. 1～R8. 3. 31	保護者
4	おけと子育てネットワーク あそぼう舎 代表		井上 幸恵	R7. 2. 1～R8. 3. 31	保護者
5	置戸町地域子ども会 育成連絡協議会 会長		小里 純平	R7. 2. 1～R8. 3. 31	保護者
6	北海道青少年育成運動 推進指導員		石井 伸二	R7. 2. 1～R8. 3. 31	学識経験者
7	置戸町社会福祉協議会 会長		奥山 忠明	R7. 2. 1～R8. 3. 31	学識経験者
8	置戸小学校 校長		岸本 光生	R7. 2. 1～R8. 3. 31	学識経験者
9	置戸中学校 校長		岸 澄美子	R7. 2. 1～R8. 3. 31	学識経験者
10	社会福祉法人 信愛会 理事長		今西 輝代教	R7. 2. 1～R8. 3. 31	団体関係者
11	置戸町こどもセンター 施設長		赤松 由香	R7. 2. 1～R8. 3. 31	団体関係者
12	置戸町放課後児童クラブ 支援員		石井 友恵	R7. 2. 1～R8. 3. 31	団体関係者
13	置戸町主任児童委員		道原 円佳	R7. 2. 1～R8. 3. 31	その他
14	置戸町主任児童委員		篠原 亜実	R7. 2. 1～R8. 3. 31	その他
1	学校教育課長	町職員	五十嵐 勝昭	－	事務局
2	社会教育課長	町職員	森下 辰徳	－	事務局
3	地域福祉センター所長	町職員	菅原 嘉仁	－	事務局
4	地域福祉センター 次長（包括支援係長）	町職員	大西 里香	－	事務局 （子育て世代包括支援センター）
5	地域福祉センター 次長（健康推進係長）	町職員	木根 里子	－	事務局
6	地域福祉センター 次長（社会福祉係長）	町職員	和田 潤	－	事務局
7	地域福祉センター 社会福祉係主任（兼務）	町職員	菅野 志麻	－	事務局
8	地域福祉センター 社会福祉係主事	町職員	加藤 洋聖	－	事務局

第3期
置戸町子ども・子育て支援事業計画

発行：置戸町地域福祉センター
令和7年3月

〒099-1100 北海道常呂郡置戸町字置戸 181 番地
TEL 0157-52-3333
FAX 0157-52-3348